

船橋市立七林小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

本「学校いじめ防止基本方針」は、児童の尊厳を保持する目的のもと、学校、家庭その他の関係者等が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法 第 13 条 1 項の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

(いじめの定義)

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、校内研修会を実施する。

② いじめの早期発見のための措置

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を毎年実施するとともに、意見箱の設置等のその他の必要な措置を講ずる。
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう毎週 1 回金曜日に教育相談日を設けると共に相談体制の整備を行う。

③ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。
- ・教職員の不適切な言動によって、児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないように注意を払って指導にあたる。
- ・いじめは、教職員の目の届きにくいところで起こることを念頭に、教職員自身がいじめを見抜く感性を磨く。
- ・児童の話を最後まで傾聴し、不安や悩みを受け止め、解決に向けて粘り強く対応する。
- ・生徒指導の機能を生かした「わかる授業」の展開に努め、授業を通して児童の自己有用感を高め、いじめの未然防止につなげる。
- ・いじめを受けた児童の苦しみを受け止め、いじめを受けた児童を守り、毅然とした姿勢で対応する。
- ・いじめは、「いじめる者」と「いじめられる者」という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っているため、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行う。
- ・学習や部活動の指導において、過度の競争意識・勝利至上主義に偏ることが児童のストレスを高め、いじめを誘発する危険について十分理解する。

④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、啓発その他必要な措置を講ずる。

(2) いじめ防止等に関する措置

① 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ・いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。
- <構成員> 校長、教頭、生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー、学年主任、道徳教育推進教師、児童会担当、部活動担当、特別活動担当
- <活 動> アンケート調査及び教育相談等に関すること。
いじめが心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。
いじめ事案に対する対応に関すること。
児童会を中心として、いじめ防止に関する活動やクラス内でいじめ防止のための話し合いや呼びかけ、ポスター作りなどの活動を行うことを推進する。
- <開 催> 月 1 回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

② いじめに対する措置

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに実情の把握・確認を行い、生徒指導主任、学年の職員、管理職への報告を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、船橋市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校のいじめ防止基本方針の評価

- ①いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加える。
 - ・いじめの早期発見に関する取組に関すること。
 - ・いじめの再発を防止するための取組に関すること。

- ②本校の取組を定期的に評価し、必要に応じて見直しを図る。

★ 七林小学校では、5つの勇気を子供たちに伝えていきます。

- ① 『いじめをなくす勇気』
→いじめを許さない集団にしよう
- ② 『はなす勇気』
→いやだなと思ったらだれかに話そう
- ③ 『やめる勇気』
→いじめている人は今すぐやめよう
- ④ 『とめる勇気』
→いじめを見つけたらみんなで止めよう
- ⑤ 『みとめる勇気』
→その子らしさや自分のよさもみとめよう

「千葉県いじめ防止啓発カード」より